

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○指定金融機関等の名称、位置並びに
に収納及び支払の事務の取扱範囲
を定める規則の一部を改正する規
則 三六

告 示

○福島県議会定例会を招集する件 三六
○患畜又は疑似患畜の発見について
届出があった件 三六
○堤防と道路との兼用工作物の管理
の方法について協議が成立した件 三六

公 告

○港湾計画の変更の概要を公告する
件 三六
○一般競争入札を行う件 三六
○福島県選挙管理委員会
の選挙権を有する者の総数の五十分
の一及び三分の一の数並びに福島
県議会議員選挙区別の選挙権を有
する者の総数の三分の一の数を告
示する件 三六

○不在者投票のできる施設の名称及
び所在地を変更した旨届出があつ
た件 三六

規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月十一日

福島県規則第六十八号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則(昭和三十九年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三会津商工信用組合の項中「、新鶴支店」を削る。

福島県知事 佐藤 雄 平

附 則
この規則は、平成十九年九月十八日から施行する。

(出納局公金管理グループ)

告 示

福島県告示第六百十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百一条第一項の規定により、福島県議会定例会を平成十九年九月二十五日福島市に招集する。

平成十九年九月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平
(財務領域総務予算グループ)

福島県告示第六百二十号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。

平成十九年九月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

| 病 名 | 畜 種 | 患畜及び疑似患畜の区分 | 発見群数 | 発見の場所 | 発見年月日 | 摘 要 |
|-----|-----|-------------|------|-------|-----------|-----|
| 腐蛆病 | みつば | 患畜 | 一群 | 須賀川市 | 平成一九年九月三日 | 自衛殺 |

(生産流通領域衛生飼料グループ)

福島県告示第六百二十一号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した。

その関係図面は、福島県土木部河川港湾領域河川企画グループ及び福島県いわき建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年九月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 河川の名称

二 二級河川滑津川水系滑津川

二 河川管理施設の名称又は種類

左岸堤防

公 告

公告第五百十号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第九項の規定に基づき、小名浜港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。
平成十九年九月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 港湾計画の変更の概要
港湾計画の変更の概要を公告する件（平成十六年公告第二十五号）によりその概要を公告した小名浜港港湾計画について、平成三十年代前半における取扱貨物量を二千二百四十万トンと想定して変更した事項は、次のとおりである。
- (一) 水域施設計画
ア 泊地

| 同 | 東港 | 地区名 | 水深（メートル） | 面積（ヘクタール） |
|----|----|-----|----------|-----------|
| 一一 | 一四 | | | 一一 |
| | | | | 一一 |

- 三 河川管理施設の位置
いわき市平上高久字高島八十五番一地先から同市平下高久字滝前一番三地先まで
管理を行なう者の氏名及び住所
道路管理者 いわき市長 榎田 一男 いわき市平字梅本二十一番地
- 四 管理の内容

- 1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のものつばら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- 2 路肩に接する法面で、当該路肩から一メートルまでの範囲内にあるものについての維持
- 3 原則として道路専用施設に係る災害復旧

- 4 1、2及び3に掲げるもののほか、道路法（昭和二十七年法律第八十号）又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理（道路専用施設以外の部分に係る同法第二十二條第一項又は同法第五十八條第一項の規定による権限の行使を除く。）管理の期間
平成十九年八月二十四日から道路の存続する日まで
（河川港湾領域河川企画グループ）

イ 航路・泊地

| 同 | 東港 | 地区名 | 水深（メートル） | 面積（ヘクタール） |
|----|----|-----|----------|-----------|
| 一一 | 一四 | | | 一一 |
| | | | | 一一〇 |

(二) 係留施設計画
岸壁

| 同 | 東港 | 地区名 | 公共用又は専用の別 | 水深（メートル） | バース数 | 用途 |
|----|----|-----|-----------|----------|------|----|
| 一一 | 一四 | | | | | |
| | | | | | | |

(三) 港湾環境整備施設計画
緑地

| 東港 | 地区名 | 面積（ヘクタール） |
|----|-----|-----------|
| 六 | | 六 |

(四) 土地造成及び土地利用計画

(単位) ヘクタール

| 東港 | 地区名 | ふ頭用地 | 港湾関連用地 | 交流拠点用地 | 工業用地 | 交通機能用地 | 緑地 | レクリエーション施設用地 | 危険物取扱施設用地 | 廃棄物取扱施設用地 | 合計 |
|----|-----|------|--------|--------|------|--------|----|--------------|-----------|-----------|-----|
| 一一 | 二七 | 一一 | 一四 | | | 一一 | 一 | | | | 一一六 |
| | 一八 | | | | | 六 | | | | | 五二 |

注一 今回変更に係る地区についてのみ記載した。
注二 一端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計と一致しない。

二 変更後の港湾計画の縦覧の場所
福島市杉妻町二番十六号 福島県土木部河川港湾領域港湾漁港グループ

(河川港湾領域港湾漁港グループ)

公告第五百一十一号

物品の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第六十七條の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。)第二百四十六條第一項の規定により公告する。
平成十九年九月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 入札に付する事項

- 1 買入れをする物品の名称及び数量
- 2 買入れをする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 納入期限 平成十九年十一月七日
- 4 納入場所 福島県立会津学鳳高等学校(福島県会津若松市一箕町大字八幡字八幡一番地の二)

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 1 施行令第六十七條の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期等を定めた件(平成十七年福島県告示第七百五十四号)第二に掲げる業種区分の「製造業」又は「販売業」の入札参加有資格者として認定されていること。
 - 3 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。
 - 4 この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
 - 5 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 三 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書に、二の4及び5に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を申請すること。
なお、平成十九年九月二十一日までに当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

郵便番号九六〇一八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号
福島県出納局総務管理グループ

電話〇二四一五二一―七五六二
四 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 三に掲げる場所に同じ。
- 2 入札説明会の日時及び場所 平成十九年九月十四日午後二時 三に掲げる場所に同じ。
- 3 入札及び開札の日時及び場所 平成十九年九月二十八日午後二時 三に掲げる場所に同じ。

五 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九條第一項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならぬ。ただし、財務規則第二百二十九條第一項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他

- 1 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 3 契約書作成の要否 要
- 4 その他 詳細は、入札説明書による。

(出納局総務管理グループ)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第七十九号
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四條第一項及び第七十五條第一項

に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）は、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）は、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成十九年九月三日現在において、次のとおりである。

平成十九年九月十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 新 妻 威 男

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三三、四九二
 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）は、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）は、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

| 選挙区 | 選挙区 |
|-------------|--------------|
| 伊達郡 三二、〇一九 | 福島市 七七、一二一 |
| 安達郡 一八、三六四 | 会津若松市 三一、八五五 |
| 岩瀬郡 八、五四二 | 郡山市 八八、五〇八 |
| 南会津郡 九、〇四一 | いわき市 九五、五一六 |
| 耶麻郡 一四、三八一 | 白河市 一二、五九四 |
| 河沼郡 九、五〇二 | 原町市 一二、七八六 |
| 大沼郡 八、八〇五 | 須賀川市 一八、〇三一 |
| 西白河郡 一八、〇四八 | 喜多方市 九、三六九 |
| 東白川郡 九、九七三 | 相馬市 一〇、四九一 |
| 石川郡 一二、六五〇 | 二本松市 九、二〇一 |
| 田村郡 二〇、二四九 | |
| 双葉郡 二〇、〇五九 | |
| 相馬郡 一一、〇九八 | |

福島県選挙管理委員会告示第八十号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八條第四項（第八八条、第八九条第一項、第九十条第一項、第九十一条第一項又は第九十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

平成十九年九月十一日

福島県選挙管理委員会
委員長 新 妻 威 男

| 変 更 前 | 変 更 後 | 変更年月日 |
|-------------------------------|--------------------------------------|-----------|
| 国民健康保険原町市立病院 | 南相馬市立総合病院 | 平成一八年一月一日 |
| 小高町立病院 | 南相馬市立小高病院 | 平成一八年一月一日 |
| 原町市高松ホーム | 南相馬市高松ホーム | 平成一八年一月一日 |
| 会津長寿園 会津若松市花見ヶ丘三丁目 二番一号 | 会津長寿園 会津若松市門田町大字黒岩 字五百山丙四五九番の三 | 平成六年二月一三日 |